



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
9 月 1 日
第 3 8 9 4 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

- 告 示
 - 保安林の皆伐面積の限度の公表（森林保全課） 1
 - 道路区域の変更（道路課） 2
- 公 告
 - 特定非営利活動法人定款変更認証申請公告（県民活動生活課） 2
 - 平成26年度後期技能検定実施公告（労働雇用政策課） 3
 - 建設業法に基づく許可の取消し処分の公告（監理課） 5
- 環 境 事 務 所 告 示
 - 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀） 5
- 健 康 福 祉 事 務 所 告 示
 - 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（湖東） 5
- 病 院 事 業 庁 公 告
 - 平成26年度滋賀県職員採用選考実施公告 6
- 正 誤
 - 平成13年 1 月 31 日 付 第 1833 号 滋 賀 県 告 示 第 44 号 中 11

告 示

滋賀県告示第412号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成26年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成26年 9 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

同一単位とされる保安林	伐採面積の限度 <small>ヘクタール</small>	備 考	
水源かん養保安林	湖 南	214.65	同一単位とされる保安林 (湖南) 草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市および湖南市の地域をいう。 (湖東) 近江八幡市および東近江市ならびに蒲生郡日野町および竜王町ならびに愛知郡愛荘町の地域をいう。
	湖 東	333.71	
	湖 東 北 部	413.98	
	湖 北	1,066.36	
	湖 西	275.92	
	計	2,304.62	
土砂流出防備保安林	湖 南	698.29	(湖東北部) 彦根市、長浜市の一部（旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町および旧湖北町）および米原市ならびに犬上郡豊郷町、甲良町および多賀町の地域をいう。 (湖北) 高島市の一部（旧マキノ町、旧今津町および旧新旭町） および長浜市の一部（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町）の地域をいう。
	湖 東	324.64	
	湖 東 北 部	272.62	
	湖 北	288.47	
	湖 西	318.91	
	計	1,902.93	
湖 南	73.66	および長浜市の一部（旧高月町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町）の地域をいう。	
	湖 東		25.82

保健保安林	湖 東 北 部	149.21	(湖西) 大津市および高島市の一部（旧朽木村、旧安曇川町および旧高島町）の地域をいう。
	湖 北	73.72	
	湖 西	46.16	
	計	368.57	

滋賀県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成26年9月1日から平成26年9月16日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成26年9月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変 更 の 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県道	加田田村線	長浜市田村町字田中前481番地先から 長浜市田村町字四反田1189番19地先まで	変更後	最小 22.6m } 最大 51.6m	351.5m	旧道廃止に伴う道路区域の変更
		長浜市田村町字田中前481番地先から 長浜市田村町字四反田1189番19地先まで	変更前	最小 22.6m } 最大 51.6m	351.5m	
		長浜市田村町字鳥居前777番1地先から 長浜市田村町字源十郎1583番1地先まで		最小 3.3m } 最大 7.3m	558.5m	(重用) 長浜近江線 L=33.3m

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第3項の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年9月1日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 申請のあった年月日 平成26年8月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 鍼灸地域支援ネット
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 日比泰広
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 甲賀市水口町虫生野1112-2 アクシス鍼灸院
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、鍼灸師が鍼灸業務を通じて地域社会に貢献することを目的とし、また、その情報交換と、相互支援、物資向上に寄与することを目的とする。
- 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1番1号
- 関係書類の縦覧期間および時間 平成26年8月19日から平成26年10月19日までの縦覧場所における執務時間内

平成26年度後期技能検定実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成26年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成26年9月1日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 実施する検定職種

- (1) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造およびプラスチック成形
- (2) 1級および2級 鍛造(ハンマ型鍛造作業およびプレス型鍛造作業)、金型製作(プレス金型製作作業およびプラスチック成形用金型製作作業)、工場板金(機械板金作業および数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業および設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業および集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業およびプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業および印刷箱製箱作業)、石材施工(石材加工作業)、菓子製造(洋菓子製造作業および和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(組織試験作業)および塗装(鋼橋塗装作業)
- (3) 3級 造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業およびシーケンス制御作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)および機械・プラント製図(機械製図手書き作業および機械製図CAD作業)
- (4) 単一等級 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)およびバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法 試験は、実技試験および学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日および実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(ア) 特級および単一等級

検 定 職 種	手 数 料
全 て の 職 種	17,900円

(イ) 1級、2級、3級(高等学校、専門学校等の在校生を除く。)

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	14,900円
和 裁	13,100円
テクニカルイラストレーション	13,100円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	13,100円
電 気 製 図	13,100円
そ の 他 の 職 種	17,900円

(ウ) 3級(高等学校、専門学校等の在校生に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
機 械 検 査	10,000円
和 裁	8,800円
機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図	8,800円

そ の 他 の 職 種	12,000円
-------------	---------

イ 実施期日 実技試験は、平成26年12月3日(水)から平成27年2月15日(日)までの間において、別途滋賀県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所 実技試験の実施場所は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題公表 実技試験の問題を平成26年11月26日(水)に滋賀県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部または一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

実 施 期 日	等 級	検 定 職 種
平成27年1月25日(日)	1級および 2級	鍛造、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験
	3級	電気機器組立て、内燃機関組立て
	特 級	鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形
平成27年2月1日(日)	1級および 2級	金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紙器・段ボール箱製造、石材施工、コンクリート圧送施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図
	3級	造園、機械加工、時計修理、機械・プラント製図
	単 一 等 級	バルコニー施工
	1級および 2級	機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図、塗装
平成27年2月8日(日)	3級	機械検査、和裁、プラスチック成形、建築大工
	単 一 等 級	樹脂接着剤注入施工

ウ 実施場所 学科試験の実施場所は、申請書の受付後、別途滋賀県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 滋賀県職業能力開発協会 〒520-0865 大津市南郷五丁目2番14号 TEL 077-533-0850

(3) 受付期間 平成26年10月6日(月)から平成26年10月17日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時までとする。

なお、郵送による場合は、平成26年10月17日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙および受検案内は、滋賀県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書き、返信用封筒(宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの)を同封のうえ、同協会へ送付すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法 実技試験および学科試験の手数料は、申請書の提出と同時に納付すること。ただし、実技試験または学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合または試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表 平成27年3月13日(金)に合格者の受検番号を滋賀県公報に掲載するほか、合格者には

書面で通知する。

なお、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）第 25 条第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 期間 平成 27 年 3 月 13 日（金）から平成 27 年 4 月 13 日（月）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）

イ 時間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 4 階

エ 持参するもの 平成 26 年度後期技能検定受検票

オ 開示する内容 得点

カ その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話による問い合わせには、一切応じない。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知 実技試験または学科試験のいずれかに合格した者については、滋賀県職業能力開発協会が平成 27 年 3 月 13 日（金）に書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付 特級、1 級および単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2 級および 3 級の技能検定合格者には滋賀県知事名の合格証書を交付する。

また、この他、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、滋賀県職業能力開発協会（TEL 077-533-0850）または滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課（TEL 077-528-3755）に問い合わせること。

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により次に示す処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成 26 年 9 月 1 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 処分をした年月日 平成 26 年 9 月 1 日
- 2 処分を受けた者 株式会社まつ建設
代表者 代表取締役 上田正富
主たる営業所の所在地 大津市松山町 11 番 18 号
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可（特-22）第 010974 号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 1 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成 26 年 9 月 1 日

滋賀県甲賀環境事務所長 青 山 誠 司

- 1 指定する区域の所在地 甲賀市甲賀町鳥居野字中山谷 121 番 15
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 18 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 26 年 9 月 1 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 瀬 戸 昌 子

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社福島建具製作所	彦根市馬場一丁目2番33号	株式会社福島建具製作所 代表取締役 弓矢清司	彦根市馬場一丁目2番33号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	2570200432	平成26.8.31

病院事業庁公告

平成26年度滋賀県職員採用選考実施公告

平成26年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成26年9月1日

滋賀県病院事業庁長 笹田昌孝

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
薬剤師(がん診療)	1人程度	滋賀県立成人病センターにおける薬事業務

2 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。

ア 昭和30年4月2日以降に生まれた者

イ 薬剤師の免許を有し、一般社団法人日本病院薬剤師会が主催するがん専門薬剤師、がん薬物療法認定薬剤師、感染制御専門薬剤師もしくは感染制御認定薬剤師、一般社団法人日本医療薬学会が主催する指導薬剤師、認定薬剤師、がん専門薬剤師、がん指導薬剤師、薬物療法指導薬剤師もしくは薬物療法専門薬剤師、公益社団法人日本化学療法学会が主催する抗菌化学療法認定薬剤師または一般社団法人日本緩和医療薬学会が主催する緩和薬物療法認定薬剤師のいずれかの資格を有する者

ウ 病院における薬剤師としての実務経験(非常勤職員の期間にあつては、概ね週30時間程度の勤務をもって実務経験とみなす。)が10年以上ある者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 平成27年4月1日(相談に応じます。)

(2) 勤務場所 滋賀県立成人病センター(採用時の勤務場所です。その後の人事異動により、県の関係機関での業務に従事していただく場合があります。)

(3) 給与等

給料月額	備 考
257,500円	大学卒業後、10年間の実務経験を得た後に採用された場合の額

ア 給料は、給料月額他にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成26年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考

(1) 日時および場所

ア 第1次考査

日時 平成26年10月25日(土)午前9時40分集合

場所 滋賀県立成人病センター(守山市守山五丁目4番30号)

イ 第 2 次 考 査

日時 平成26年11月 1 日(土)

場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目 4 番30号）

※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第 1 次 考 査 の 合 格 者 に 通 知 し ま す。

(2) 方 法

ア 第 1 次 考 査

選考区分	種 目	内 容
薬剤師	専 門 試 験	記述式により、識見、思考力、表現力、薬剤師としての素養等について試験を行います。
	書 類 審 査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話・PHS等の使用は、できません。）。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

イ 第 2 次 考 査

種 目	内 容
口 述 試 験	薬剤師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
適 性 検 査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結 果 発 表

ア 第 1 次 考 査 平成26年10月29日(水)までに合格者宛て通知する予定です。

イ 第 2 次 考 査 平成26年11月中旬に通知する予定です。

5 受 験 手 続 お よ び 受 付 期 間

(1) 出 願 票 を 持 参 ま た は 郵 送 す る 場 合

ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内）に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分（「薬剤師」）を書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。平成26年10月22日(水)までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、第 1 次 考 査 当 日 に、第 1 次 考 査 当 日 必 要 書 類 を 持 参 し て く だ さ い。

イ 提 出 書 類

提出時期	提 出 書 類	備 考
出 願 時	出願票 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	職務経歴票 1 通	所定の用紙に記入してください。
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第 1 次 考 査 当 日	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	保有資格・学会発表等実績表 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受験資格を証明するもの	薬剤師免許および認定資格を証明する登録証等の原本と写し 1 部（原本は当日返却します。）

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番30号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日

持参してください。平成26年10月22日(水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備考
第1次考査当日	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。
	受験資格を証明するもの	薬剤師免許および認定資格を証明する登録証等の原本と写し1部(原本は当日返却します。)

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成26年度滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分(「薬剤師」)、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間

受付方法	受付期間
持参	平成26年9月1日(月)から平成26年10月22日(水)まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
郵送	平成26年9月1日(月)から平成26年10月20日(月)まで ※ 平成26年10月20日(月)までの消印有効
インターネット	平成26年9月1日(月)正午から平成26年10月20日(月)17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない。」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5852

平成26年度滋賀県職員採用選考実施公告

平成26年度滋賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成26年9月1日

滋賀県病院事業庁長 笹田昌孝

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
医療事務(A)	1人程度	県立病院における診療報酬の請求、施設基準の届出および診療報酬請求に係る医療業務従事職員との調整等の医療事務ならびに病院事務全般に係る業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所 有 す べ き 資 格	年 齢
	(公財)日本医療保険事務協会が主催する診療報酬請求事務能力認定	昭和30年4月2日

医療事務（A）	試験または（一財）日本医療教育財団が主催し平成23年2月までに実施された1級医療事務技能審査試験に合格した者	以降に生まれた者
---------	--	----------

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

- (1) 採用の時期 平成27年4月1日（相談に応じます。）
- (2) 勤務場所 滋賀県立成人病センター等
- (3) 給与等

選考区分	給料月額	備 考
医療事務（A）	144,500円	高校卒業後に採用された場合の額

- ア 給料は、給料月額の他にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
 なお、この額は、平成26年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。
- イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考

- (1) 日時および場所
 - ア 第1次考査
 - 日時 平成26年10月25日（土）午前9時40分集合
 - 場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目4番30号）
 - イ 第2次考査
 - 日時 平成26年11月1日（土）
 - 場所 滋賀県立成人病センター（守山市守山五丁目4番30号）
- ※ 上記は予定です。集合時間等の詳細は第1次考査の合格者に通知します。

(2) 方法

ア 第1次考査

選考区分	種 目	内 容
医療事務（A）	専 門 試 験	記述式により、識見、思考力、表現力、医療事務職員としての素養等について試験を行います。
	書 類 審 査	必要な書類に基づいて審査します。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話・PHS等の使用は、できません。）。

イ 第2次考査

種 目	内 容
口 述 試 験	医療事務職員としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
適 性 検 査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※ 各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結果発表

- ア 第1次考査 平成26年10月29日（水）までに合格者宛て通知する予定です。
- イ 第2次考査 平成26年11月中旬に通知する予定です。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

- ア 受験手続 出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立成人病センター内）に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分（「医療事務」）を書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。平成26年10月22日（水）までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、第 1 次考査当日に、第 1 次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
出願時	出願票 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき 1 枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表 1 通	所定の用紙に記入してください。
	職務経歴票 1 通	所定の用紙に記入してください。
第 1 次考査当日	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	受験資格を証明する認定証原本と写し 1 部	原本は当日返却します。

ウ 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続 受験案内をよく読んだ上で、滋賀県病院事業庁のホームページから申し込んでください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。平成 26 年 10 月 22 日 (水) までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第 1 次考査当日に、第 1 次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備 考
第 1 次考査当日	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書 1 通	所定の用紙に最近 6 か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード 1 通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表 1 通	所定の用紙に記入してください。
	職務経歴票 1 通	所定の用紙に記入してください。
	受験資格を証明する認定証原本と写し 1 部	原本は当日返却します。

(3) 出願票等の交付 所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「平成 26 年度 滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分（「医療事務」）、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/boshu.html>

(4) 受付期間

受付方法	受 付 期 間
持 参	平成 26 年 9 月 1 日 (月) から平成 26 年 10 月 22 日 (水) まで ※ 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます (土曜日、日曜日および祝日を除く。)
郵 送	平成 26 年 9 月 1 日 (月) から平成 26 年 10 月 20 日 (月) まで ※ 平成 26 年 10 月 20 日 (月) までの消印有効
インターネット	平成 26 年 9 月 1 日 (月) 正午から平成 26 年 10 月 20 日 (月) 17 時まで

※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない。」という基本原則を踏まえた任用が行われます。
- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目 4 番30号 電話 077-582-5852

正

誤

平成13年 1 月31日付け第1833号滋賀県告示第44号中

ページ	行	誤	正
78	下から28	515.5m	591.8m

